

「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ 取りまとめ(案)」に対する意見募集の結果

○ 意見募集期間:令和4年8月4日(木)~同月 25 日(木)

○ 意見提出数:26 件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	Asia Internet Coalition (AIC)
2	株式会社 NTTドコモ
3	株式会社ユーザベース
4	ソフトバンク株式会社
5	グーグル合同会社
6	楽天モバイル株式会社
7	日本電信電話株式会社
8	一般社団法人テレコムサービス協会
9	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
10	公益社団法人全国消費生活相談員協会
11	一般社団法人新経済連盟
12	在日米国商工会議所
13	KDDI株式会社
14	法人(1社)
15	個人(12件)

「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ 取りまとめ(案)」 に対する意見及びこれに対する考え方(案)

※寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しています。類型化の過程で、該当箇所として示された箇所とは別の箇所に掲載していることがあります。

総論	
意見	考え方
意見 1-1 本取りまとめ案に賛同する	
<p>本報告書の内容に、基本的に賛同致しますが、以下の意見を述べさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項について、ガイドライン等において明確化することが適当と考えます。</p>
<p>対応の方向性につきまして、概ね賛成いたします。利用者が安心して利用でき、また、通信事業者が信頼性の高い通信サービスの提供を確保していくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	
<p>グローバルプレイヤーをはじめとした様々な事業者が、スマートフォン等を起点に、至るところで個人を識別する情報や行動パターン等の情報を収集・蓄積・解析している状況の中、社会には、情報漏洩や権利・尊厳の侵害等に対する漠然とした不安が存在しています。そうした不安を軽減し、データ利活用によるイノベーションを高度に社会実装していくとともに、我が国がグローバルなデータ利活用競争を勝ち抜いていくためには、技術的要素による対応のみならず、社会的要素（倫理・ガバナンス）による対応が必要と考えております。このような取り組みが先行する欧州等、諸外国の規制動向を十分に踏まえつつ、社会や人々に安心や信頼をもたらすルールの形成に、国も含め、積極的に取り組んでいく必要があると考えます。本取りまとめ（案）においては、このような課題に対し、電気通信事業法に新たに規律を導入することによって、個人だけでなく法人を含む幅広い利用者の権利や利益の保護を通じて、電気通信事業への社会や人々の安心や信頼を確保することを目的としているものと承知しており、当社として、その趣旨に賛同いたします。</p> <p>当社グループとしては、安心してお客様にサービスを選択いただけるよう、法令を遵守するとともに、自らも利用者情報の適正な取扱いについて、積極的かつ自律的に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	
<p>利用者情報の適正な取扱いに資する取り組みであり、特定利用者情報に関する規律の整備に賛同します。当社としても特定利用者情報の適正な取扱いについて積極的に取り組んでいきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	
<p>特定利用者情報の適正な取扱いを目的とした規律の詳細の方向性については、電気通信役務の利用にあたっての国民の安心に繋がると考えており、その趣旨に賛同いたします。</p>	

<p>一方で、特に所謂「ガバメントアクセス」に関しては、後述のとおり、利用者保護の観点に加えて多様な観点での議論をより深めることや、規律の建付けに関する具体的な根拠についての理解を関係者の間で幅広く共有していくことが重要であることから、本ワーキンググループにおいて省令・ガイドラインの検討・公表に向けて継続的に議論を行っていただくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
<p>意見 1-2 個人情報保護法との関係の明確化が必要</p>	
<p>デジタルサービスを提供する事業者は、利用者の情報の保護について、これまで個人情報保護法（以下「個情法」）や外国の個人情報保護法制に基づく対応を行ってきた中で、伝統的に通信キャリア等の規制を行ってきた業法である電気通信事業法（以下「電通法」）において措置を行ったことにより、同法と個情法をはじめとする個人情報保護法制との関係などが非常に分かりにくいものとなっている。</p> <p>これまでの電気通信事業ガバナンス検討会等における「目的や保護法益が異なるため、二重規制ではない」との説明にかかわらず、今回の電通法改正の内容は、個情法の趣旨とほぼ同一と受け止めざるを得ないほか、両法の適用関係の整理も行われていない。このような状況にあって、規制の適用対象となる事業者が、実際にサービスを運営する現場レベルに至るまで規制を正しく理解し、これらの対応を確実に行うことができる実行可能性のある仕組みとしなければ、結果的に事業者・利用者双方に混乱をもたらし、利用者の保護という目的は達成できないこととなる。このため、事業者にとって個情法と電通法の二本立ての対応（例：個情法に基づく規程類とは別個の電通法に基づく規程類）が必要とならないことを基本原則とした上で、個別の具体的規制の内容を明確化することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>	<p>改正電気通信事業法は、電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保する観点から、業法として必要最小限の規律を設けるものです。</p> <p>本取りまとめ案においても、2.7（3）等、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）の規律との関係をお示ししているところですが、引き続き、ガイドライン等において規律の内容の明確化を行うことが適当であると考えます。</p>

<p>2. 特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律</p>		
<p>意見</p>	<p>考え方</p>	<p>案の修正の有無</p>
<p>2.1 特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者</p>		
<p>意見 2-1 電気通信事業を営む者等を広く対象とするべき。基準を設ける場合、その閾値の理由を明確化すべき。</p>		
<p>一方、本取りまとめ（案）では、規律の適用対象を、「無料の電気通信役務に関しては、利用者数 1,000 万人以上」「有料の電気通信役務に関しては、利用者数 500 万人以上」を有する電気通信役務を提供する電気通信事業者に限定しようとしてされていますが、利用者の目線に立</p>	<p>本取りまとめ案 2.1（3）のとおり、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすること</p>	<p>無</p>

<p>てば、提供事業者の大小は関係なく、広く安心してサービスを利用できる環境が求められていると考えられ、当該規律は幅広く適用されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>が望ましいですが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要があることから、対象となる電気通信役務の基準を設けることは適切であると考えます。</p>	
<p>法改正の趣旨及び利用者利益の保護の観点から、本来、事業者の規模や役務内容、及び役務に係る登録・届出の有無等によって非対称性を持たせるのではなく、全ての電気通信事業を営む者又は全ての電気通信事業者及び電気通信事業法第27条の12（情報送信指令通信に係る通知等）の規律の適用対象となる第三号事業者に対して、一律に適用される規律設計とすることが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>特定利用者情報を適正に取り扱う電気通信事業者として、大規模、かつ大手電気通信事業者を対象とする基準を持つことに、大いに賛同致します。大規模事業の扱う特定利用者情報の量は当然、中小、零細の電気通信事業者の扱う量とは比べ物にならず、漏洩等があった場合の社会的影響度合いも極めて大きな物になります。またご記載の通り、電気通信事業において、大手から従業員が数名の零細企業に至るまで、幅広い層の事業者がおります。そのなかで中小、零細の電気通信事業者の規制によるコスト・稼働の負担の増加に配慮すべきと考えます。無料の電気通信役務は1人が同一のサービスで複数のアカウントを利用する場合も少なくないこと等も考慮し、対象となる電気通信役務の基準として、無料が1,000万人以上、有料が500万人以上としているが、利用者数1,000万人以上の基準は、検討会報告書で基準として例示され、国会でもそれが説明された上で改正法が審議・可決されたものであることを踏まえるべきと考えます。但しこの時点では、1人が複数のアカウントを利用する場合を考慮していないため、例えば、有料を1,000万人以上の基準とし、無料はアカウントの重複を考慮して、1,500万人以上とすることが妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>上記に加え、本取りまとめ案2.1(3)のとおり、極めて大多数の国民が利用している電気通信役務ではその取り扱う特定利用者情報も極めて多くなること、電気通信役務の対価として利用者から料金の支払いを受ける有料の電気通信役務は、情報の取扱いに対して利用者からの期待がより一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が同一のサービスで複数のアカウントを利用する場合も少なくないこと等も考慮し、以下の基準を設けることが適当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信役務の対価として料金の支払いを受けない無料の電気通信役務に関しては、利用者数1,000万人（※）以上 （※）本取りまとめ案脚注5のとおり、利用者数1,000万人の基準は電気通信事業ガバナンス検討会報告書で基準として例示され、国会でも基準の例示として説明の上で、改正電気通信事業法が審議・可決されたことを踏まえたもの。 ・電気通信役務の対価として利用者から料金 	<p>無</p>
<p>対象事業者について、一部の構成員からも閾値に対する否定的な見解があったように、登録電気通信事業者は全て対象とすべきと考えます。電気通信事業者には、その高い公共性から、電気通信役務の円滑な提供や利用者の利益の保護が求められる観点で、高いガバナンスが求められていると理解しています。利用者から見た安心安全、プライバシーの確保に、事業者の規模は関係ありません。高い公共性が求められるその質で基準を設けるべきです。有料500万以上の基準が追加されたことは一定の評価をするものの、その基準が明確ではありません。電気通信事業法の関連基準をふまえれば、100万人が最低ラインと考えます。</p>		

<p>参考) 基準要件に関する事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 消費者保護や市場の健全化の観点(2万円規制や長期割引の規制)でも省令の規定でシェアの0.7%(実質100万人を想定) <input type="checkbox"/> 電気通信事業法施行規則第27条の2の2(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)の閾値(100万人) <input type="checkbox"/> 重大事故、事業廃止届出の報告基準(100万人) <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>の支払いを受ける有料の電気通信役務に関しては、利用者数500万人以上</p> <p>なお、基準については、それぞれの制度の趣旨により設定されるべきであり、同一である必要はないと考えます。</p>	
<p>規制の対象となる電気通信役務の基準について、無料の電気通信役務における利用者数閾値の根拠は「利用者数1,000万以上の基準は、検討会報告書で基準として例示され、国会でも基準の例示として説明の上で改正法が審議・可決されたことを踏まえたもの。」と記載があるものの、有料の電気通信役務における利用者数閾値の根拠は記載がございません。</p> <p>利用者閾値の設定に恣意性があるとはならず、したがってその合理性の根拠が明らかにされる必要があるところ、有料の電気通信役務に関しても、これを本取りまとめに明記して頂きますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>検討会報告書において、「極めて大多数の国民が利用しているサービス」に関して、脚注で「例えば、国内の総人口の約1,000万人以上」と、あくまでも例示として示されており、基準として示されている訳ではないことから、本該当箇所における末尾の表現については「～との例示がなされた」とすることが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本取りまとめ案脚注5において、「利用者数1,000万人以上の基準は、検討会報告書で基準として例示され」と記載しており、「例示」である旨は明示されておりますが、本文においても例示である旨を明記します。</p> <p>【修正案(下線部修正)】2.1(1)・・・との基準が例示された。</p>	有
<p>仮に利用者数の規模に応じた規律適用となる場合、「利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要がある」との点については、利用者数が1,000万人未満の無料の電気通信役務や利用者が500万人未満の有料の電気通信役務が一律に規律の対象外となる「利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務」となることから、これら電気通信役務の利用者の利益が事業者の負担増に劣後することになり、一定の猶予期間を設定する等して</p>	<p>電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院総務委員会(令和4年6月10日))において、電気通信事業法の一部を改正する法律案における附則第六条による法施行後三年経過後の検討のみならず、法施行後三年経過以前であっても、本法の施行状</p>	無

<p>段階的に規律の適用範囲を拡げていくといった配慮をすれば、事業者の負担を軽減しながら適切な範囲で規律適用していくことが可能と考えられるため、「極めて大多数の国民が利用している電気通信役務を提供する電気通信事業者」以外の電気通信事業を営む者（第三号事業者を含む）への規律の適用に向けた検討の方向性や時期についても、本とりまとめにおいて明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>況を踏まえて必要があると認める場合には、適時適切に所要の措置を講ずることとされていることに鑑み、本取りまとめ案「3. 今後の対応及び検討課題」のとおり、利用者が安全・安心に電気通信役務を利用できる環境の整備に向けて、改正電気通信事業法の施行状況を踏まえて、今後も制度の見直し等を不断に行っていくことが必要であると考えます。</p>	
<p>意見 2-2 基準の策定や見直し等に当たっては透明性を確保すべき</p>		
<p>電気通信事業法を改正する法案提出時までは、改正法の規律に服する電気通信役務を決定するための閾値を利用者 1,000 万人以上とする旨示されていた。まず、利用者保護という総務省の目的を実現する観点からすれば、単に利用者数で区切ることが適切であるとは言えず、この点について、電気通信事業法第 9 条に基づき登録を要する電気通信役務であるといった電気通信役務の性質を重視して再考するよう総務省に求める。なぜなら、利用者数の閾値は下位の法令によって恣意的に変更され、改正電気通信事業法に服する電気通信事業者の指定範囲が不合理に拡大するおそれがあるからである。また、本取りまとめ案は、新たに、有料・無料を区別したうえで、有料の役務について 500 万人以上という新たな閾値を追加している。</p> <p>特定利用者情報保護の規律は、個人情報保護法で求められる基本的な利用者保護に対する上乘せ規制である。新しい規制を行うためにはその必要性の根拠を明確にし、ユーザー数の算出方法についても透明性ある議論を行うことを在日米国商工会議所（ACCJ）は求める。また、規制の追加は、効率的に事業を行なおうとする事業者に対して負担を増加し、他の産業やセクターの事業者と比較して競争力を低下させる可能性があるため、透明性をもって行われるさらなる議論なしに閾値を引き下げまたは対象事業を拡大することのないよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>特定利用者情報は、電気通信事業法第 9 条に基づく登録を要する電気通信事業か否かに関わらず取得され、本取りまとめ案 2.1（3）のとおり、極めて大多数の国民が利用している電気通信役務ではその取り扱う特定利用者情報も極めて多くなること等を踏まえ、利用者数による基準を設けることが適当であると考えます。</p> <p>また、当該基準を見直す場合には、本取りまとめ案「3. 今後の対応及び検討課題」のとおり、様々なステークホルダーを交え、透明性を確保した形で行うことが必要であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2-3 利用者数の算定の考え方（具体的な算定例、電気通信役務を 1 月当たり 1 度も利用しない者の扱い等）について明確化等が必要</p>		
<p>脚注 7 における利用者数のカウント方法として、例えば無料のサービスに加えて機能拡張等のため追加的に有料のサービスが設けられていて、無料のサービスのみをご利用の利用者数として 700 万人・無料のサービスに加えて有料のサービスもご利用の利用者数として</p>	<p>本取りまとめ案脚注 7 に関するご理解は、そのとおりであり、その旨を当該脚注でお示ししているものですが、要望を踏まえ、以下の</p>	<p>有</p>

<p>400万人を有している場合、無料のサービスのみをご利用の利用者数700万人と無料のサービスに加えて有料のサービスもご利用の利用者数400万人を合算して、無料のサービスの利用者数1,100万人としてカウントする、という理解で良いか、本とりまとめにおいて明確にさせていただくことを要望します。仮に利用者数の規模に応じた規律適用となる場合、1つのサービスで有料版・無料版の2種類の形態で利用できるサービスにおいて、有料版・無料版それぞれでサービスの利用者数をカウントするのか等、考え方を明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>とおりに追記いたします。</p> <p>また、御指摘の「1つのサービスで有料版・無料版の2種類の形態で利用できるサービス」について、同一の電気通信役務において有料又は無料のサービスを選択できる場合を意味されているのであれば、一般的には、無料のサービスを機能拡張したものが有料サービスとして提供されていると考えられ、その場合には、脚注7にお示しした考え方により利用者数を算定する必要があると考えます。</p> <p>【修正案（下線部追加）】脚注7・・・例えば他人の通信を媒介する電気通信役務について、<u>無料のサービス（例：利用者数700万人）</u>に加えて機能拡張等のため追加的に有料のサービス（例：利用者数400万人）が設けられている場合は、・・・両方のサービスの利用者数を合算する（例：利用者数1,100万人）ことになる。</p>	
<p>仮に利用者数の規模に応じた規律適用となる場合、「無料の電気通信役務は1人が同一のサービスで複数のアカウントを利用する場合も少なくないこと等も考慮し」との点について、1人が同一のサービスで仮に3つのアカウントを利用する場合、3人とカウントするのか、ユニークユーザとして1人とカウントするのか等、サービスにおける利用者数のカウント方法に関する考え方を明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>電気通信事業には、利用者が個人名ではなくユーザー名等を登録し、複数のアカウントを有するサービスも多く、アカウントごとに情報が管理されること等を踏まえ、1人が同一のサービスで仮に3つのアカウントを有する場合には、3名の利用者としてカウントすることが必要です。</p>	無
<p>「一月あたりの当該電気通信役務の提供を受けた契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数」を月間アクティブ利用者数とすると示しています。これに従うと、アカウントを有するだけの休眠アカウントの利用者も含まれることになってしまうように見えます。他方、脚注10では、アカウントを有することだけではなく、電気通信役務の1月</p>	<p>本取りまとめ案2.1(3)のとおり、月間アクティブ利用者数は、「一月あたりの当該電気通信役務の提供を受けた契約締結者」又は「一月あたりの当該電気通信役務の提供を受けた</p>	有

<p>にあたり1度でも利用したことが必要とされています。「月間アクティブ利用者」は、1月あたりに電気通信役務を利用したことがない者は含まないことを本文において明記願います。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>利用登録によりアカウントを有する者の数」を指し、利用登録によりアカウントを有する者のうち、一月あたりに一度も電気通信役務を利用しない者は含まれません。本取りまとめ案脚注10においても御指摘のとおり「電気通信役務を1月あたりに1度でも利用した利用者数」と明示しておりますが、ご要望を踏まえて、以下のとおり追記いたします。</p> <p>【修正案（下線部追記）】脚注10・・・電気通信役務を1月あたりに1度でも利用した利用者数を算定する（当該電気通信役務を1月あたりに1度でも利用しない者は算定の対象外）こととし、・・・</p>	
<p>仮に利用者数の規模に応じた規律適用となる場合、利用者情報については、利用者利益の保護の観点からは、アクティブ利用者であるか否かにかかわらず適正に取り扱うべきものであることから、規律対象となる電気通信役務の基準を「利用者数」とする場合であっても、アクティブ利用者数に限定しないこととするのが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本取りまとめ案2.1(3)のとおり、特定利用者情報の規律の対象者の基準における「利用者数」の考え方については、諸外国の制度や電気通信事業者の算定負担等を考慮し、「月間アクティブ利用者数」としています。アクティブの考え方は役務によって異なり得ますが、具体的な考え方を、本取りまとめ案脚注10及び19において示しており、このような考え方に沿って各電気通信事業者において対応することが期待されます。</p>	無
<p>対象事業者数に閾値を設ける場合、「利用者数」の算定に「アクティブ」かどうかの判定を入れることは不要と考えます。その理由は、以下の2点です。</p> <p>① アクティブの考え方は、役務によって考え方は異なるため、アクティブの基準を統一することは難しく、具体ルールが明確でないまま導入した場合、結果として事業者個々の自己判断となり、意味をなさない規範となる可能性があるため。</p> <p>② 利用者データの安心安全・データ保護という本規範の趣旨をふまえれば、利用者にとって、アクティブでなくてもデータの安心安全は当然求めるものであり、アクティブかどうかという視点を基準にいれることは適さないと思われるため。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>また、本取りまとめ案脚注11のとおり、適正な取扱いが求められる特定利用者情報には、アクティブ利用者であるか否かに関わらず、休眠アカウントに係る者の情報も含まれることが適当と考えます。</p>	
<p>これら（本取りまとめP.16,17(3)対応の方向性、P.19(3)対応の方向性）の利用者数については、「アクティブ」の考え方、そしてその計算方法等の定義についても検討し統</p>		

<p>一する必要があるのではないのでしょうか。また、数値の信憑性をどう評価するのかなど、一定の評価基準が必要ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
<p>また、規律対象となる電気通信役務には無料で提供されるものも含まれており、また有料で提供される電気通信役務であっても、役務内容によっては、提供に際して利用者がアクティブであるかどうか等の利用状況を格別に継続的に常時把握し記録しておく必要が無いもの（月額定額料金で提供されるサービス等）も多く含まれると考えられるところ、本規律の適用有無の継続的な確認のために新たに利用者の利用状況を常時把握し記録しておく状態にしておく必要が生じるとなると、事業者側の負担も過大となってしまうかねず、また特に回線サービスにおいては必要以上に通信の秘密に触れることにもなり得ることから、当該観点からもアクティブ利用者数に限定しないこととするのが適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>アカウント登録を行って利用するサービスにおいては、休眠アカウントに係る者を考慮する必要があることから、本取りまとめ案脚注 10 のとおり算定の考え方をお示ししているものです。他方、月額定額料金で提供されるサービス等契約を行って利用するサービスについては、通常、休眠アカウントに係る者に相当する者は想定されず、御指摘の事業者側の負担を踏まえ、「月間アクティブ利用者数」として、契約締結者の数を算定することが適当であると考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>潜在的な負担を最小限にするため、アカウントベースでカウントすることも認めるべきである。また、実数をカウントせず、閾値を超える旨のみを通知することも認めるべきである。ソーシャルメディアやメッセージングサービスごとにユーザー数を算出することを明確化すべき。</p> <p style="text-align: center;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>	<p>本取りまとめ案脚注 10 及び 19 のとおり、厳密な月間アクティブ利用者数の算定が困難な場合には、アカウントにログインした利用者数等合理的な方法により推計することも問題ないと考えます。</p> <p>また、本取りまとめ案 2.4 (3) のとおり、利用者数の実数の報告は求めず、該当する区分のみを報告することが適当であると考えます。</p> <p>本取りまとめ案図 2-4 のとおり、ソーシャル・ネットワーキング・サービスとメッセージングサービスは異なる電気通信役務の区分として、月間アクティブ利用者数を算定することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>規律の対象となる事業者について、無料の電気通信役務に関しては、利用者数 1,000 万人以上で、有料の電気通信役務に関しては、利用者数 500 万人以上を有する電気通信役務と</p>	<p>電気通信役務ごとに異なる利用者の情報が取り扱われることから、本取りまとめ案脚注</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>されています。また、複数の電気通信役務を提供する電気通信事業者の場合、複数の電気通信役務の利用者数の合計ではなく、個々の電気通信役務ごとの利用者数で判断するとあります。しかし、役務ごとでは、一定規模の事業者でも対象とならないことも考えられるため、複数の電気通信役務を提供している電気通信事業者においては、合計で考えていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>6のとおり、複数の電気通信役務を提供する電気通信事業者の場合、個々の電気通信役務ごとにその利用者数に応じて規律対象となるか判断することが適当と考えます。</p>	
<p>事業者がある年の4月から翌年3月までの間の数値を集計し、対象のアクティブユーザー数の平均が1,000万を超えていた場合、総務大臣の指定を受けて規制の適用対象となるが、変化の激しいデジタルサービスにおいては短期間で数百万の数値の変動が起こり得るため、指定の時点において直ちに全ての規制に適合している状態とはなっていない場合が生じ得る。このように急速に閾値を超えることにより規制の適用対象となる場合について、法律において情報取扱規程の届出や情報取扱方針の公表を指定の日から3か月以内と規定しているところであるが、他の規定を含む法律の運用に当たっても、事業者側に一定の準備期間やリードタイムが必要となることを考慮したものとしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>改正電気通信事業法第27条の5の規定による総務大臣の指定を受けた電気通信事業者は、情報取扱規程及び情報取扱方針の策定等のみならず、特定利用者情報統括管理者の選任についても、準備期間を考慮して、指定の日から3ヶ月以内に行うことが規定されております。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-4 規律の対象外となる電気通信事業を営む者への推奨について賛同する</p>		
<p>特定利用者情報の規律の対象に満たない電気通信事業者にも、ガイドライン等により特定利用者情報の適正な取扱いを促進していくことに賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>規律の対象となる事業者について「当該基準の対象外となる電気通信事業を営む者にも、ガイドライン等により特定利用者情報の適正な取扱いを推奨していくことが適当である。」との記載に賛成いたします。国民が安心して電気通信サービスを利用するためには、本来であれば、すべての電気通信事業者を対象とすべきと考えますので、基準の対象外となった事業者においても利用者情報の適正な取扱いを行うようガイドライン等で推奨して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>		
<p>参議院における附帯決議の内容「本法の趣旨を踏まえ、義務付けの対象外となる事業者においても特定利用者情報の適正な取扱いが行われるよう検討すること」を踏まえ、規律対象外の電気通信事業を営む者にも、本取りまとめ(案)にて記載いただいたとおり、特定利用者情報の適正な取扱いを促進していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		

<p>本取りまとめ案において記載された、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制（以下「本規制」）の対象となる基準（以下「本基準」）を満たさない事業者は、中小企業、スタートアップ企業であることが多いと想定されるところ、このような企業において、本規制への対応を行うためには、人材面や経済面での負担が大きいと考えます。他方で、上記のような中小企業、スタートアップ企業は、本規制の対象となる規模まで事業やサービスを成長・拡大させることを目指していることが多いと思われるところ、そのような成長・拡大の過程においても特定利用者情報を適正に取り扱うことが重要であることは疑う余地はありません。そこで、上記の負担を考慮しつつ、特定利用者情報の適正な取扱いを推奨することに実効性を持たせるべく、インセンティブ（例えば、税額控除や補助金といった経済面でのインセンティブや、認定制度の設立や事業者名の公表などレピュテーションを向上させることにつながるインセンティブ）を設けることをご検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ユーザベース】</p>	<p>特定利用者情報の適正な取扱いについては、電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院総務委員会（令和4年6月10日））を踏まえ、規律の対象外となる電気通信事業を営む者にもガイドライン等により、推奨していくことが適当と考えます。各事業者において特定利用者情報の適正な取扱いを確保することが、電気通信役務に対する利用者からの信頼の獲得につながり、一層の電気通信事業の発展につながるものと考えられるため、各事業者において積極的に取り組むことが期待されます。</p>	<p>無</p>
<p>2.2 検索情報電気通信役務</p>		
<p>意見2-5 今後のサービス動向に応じた基準の見直しが必要</p>		
<p>同一会社の別サービスや系列会社の別サービスと結合される可能性も無いわけではないため、実質的な利用者数を検討する必要が今後出てくるのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>本取りまとめ案「3. 今後の対応及び検討課題」のとおり、今後の制度の見直し等を不断に行っていくことが必要と考えており、いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>2.3 媒介相当電気通信役務</p>		
<p>意見2-6 媒介相当電気通信役務に該当するケース（利用者の契約・登録の可否等）の明確化等が必要</p>		
<p>特定利用者情報の重要性は、事業規模や事業が無料で提供されているかどうかとは関係ない。したがって、閾値はどちらかに統一すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>	<p>本取りまとめ案2.3(3)のとおり、媒介相当電気通信役務とは、特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、これまで電気通信事業法の規律の対象となる電気通信事業の考え方との近似性・連続性を考慮し、以下のいずれにも該当する電気通信役務とすることが適当であるとされています。</p>	<p>無</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度末（3月末）時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上である電気通信役務 ・主としてコミュニケーションに係る情報を実質的に媒介する電気通信役務。ただし、付随的に上記役務の機能を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみを扱う電気通信役務は、対象外とする。 	
<p>総務省が2022年2月に公表した「電気通信事業ガバナンス検討会報告書」に関する意見募集結果における総務省回答によれば、「媒介」と「実質的媒介」は異なる概念であり、電気通信事業法における「媒介」の概念には変更がない旨が示されています。P15の図2-2の「媒介相当電気通信役務」のイメージによれば、①利用者Aと事業者の通信と、②事業者と利用者Bの通信があります。事業者は、事業者にとっての他人であるAとBの通信を「実質的に媒介」していますが、電気通信事業法における意味での「媒介」はしていないという理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【グーグル合同会社】</p>	<p>ご意見のご理解のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>総務省が2022年2月に公表した「電気通信事業ガバナンス検討会報告書」本文では、「他人間の通信（特に他人間の通話・コミュニケーション）を実質的に媒介する電気通信役務は、規律の対象とすることが考えられ、具体的なサービスとしてはSNSが該当する」と記載されており、「媒介相当電気通信役務」はSNSに限定されることが示唆されていました。この点、今回の取りまとめ（案）では、「テキスト、動画、画像又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等」が「媒介相当電気通信役務」に該当することとなっています。改正法成立後に拡大していくことは、規制対象となるステークホルダーにとって不意打ちとなりかねず対応を困難にさせかねないため、避けるべきであると考えます。</p> <p>また、契約またはアカウント等の登録が不要なものは、規律の対象とならないとあります。アカウントの登録をしてもしなくても利用できるサービスの場合は、規律の対象とならないという理解でよいか確認願います。例えば、オープンチャットにおいて、登録せずとも他者が投稿したチャットを閲覧でき、登録することで投稿が可能となるという場合は、サービスの利用に登録が必須ではないため、規律の対象とならないという理解でよいでしょうか。ま</p>	<p>「電気通信事業ガバナンス検討会報告書」脚注73においては、他人間の通信を実質的に媒介する電気通信役務について「利用者から送信されたコミュニケーションに係る情報を他の利用者が閲覧しうる状態にすることで、実質的にコミュニケーションに係る情報の媒介を行うこと」から、規律の対象とすることが考えられるとされており、これを踏まえ、改正電気通信事業法では、媒介相当電気通信役務が規定されたところです。</p> <p>また、本取りまとめ案脚注16のとおり、契約又はアカウント等の登録が不要な電気通信役務については、規律の対象となりませんが、例えば、ある電気通信役務の利用に当たって</p>	<p>無</p>

<p>た、登録せずとも閲覧・投稿が可能であり、登録することで別途の機能が追加される場合はどうか、お考えをご教示願いたい。</p> <p style="text-align: center;">【グーグル合同会社】</p>	<p>アカウント等の登録が必須でなくとも、アカウントを登録して、当該アカウントにログインして利用する者が存在する場合は、当該電気通信役務は規律の対象となり得ます。</p> <p>「登録せずとも閲覧・投稿が可能であり、登録することで別途の機能が追加される場合」については、登録する利用者が、媒介相当電気通信役務の要件である利用者数1,000万人の算定対象となります。</p>	
<p>（「付随的に上記役務の機能を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみを扱う電気通信役務は、対象外とする」について、）個人情報が増え、問題を起す役務事業者、例えば契約委託の工事事業者らが丸抜けになるのは問題である。海外契約では、通信キャリア事業者との事業契約において、各役務事業者も同等の義務を負うという一文があり責任を負う。対象外という記述ではなく、契約役務事業者も準拠し義務を同じく持つという記載が妥当と考える。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ案脚注15のとおり、利用者からのレビュー機能やコメント機能等を付随的に有するサイトは、コミュニケーションに係る情報を実質的に媒介するものですが、御指摘の「付随的に…は対象外とする」の部分は、役務全体における当該機能の不可欠性や利用者を与える影響等に鑑み、あくまで付随的に実質的媒介の機能を提供する場合は、対象外とする旨を記述しているものであり、御指摘のような委託契約に関するものではありません。</p>	無
<p><意見>「契約」には、電気通信役務を利用するにあたって利用者が社会通念上守るべき利用事項を定めた規約が含まれないことを明確にしてください。</p> <p><理由>・ まず、電気通信役務を利用するにあたり、金銭の対価を支払う場合、利用権付与及び金銭対価を定めた契約が、脚注15の「契約」に含まれることには異存ない。</p> <p>・ しかし、「利用者は、動画共有プラットフォームに、著作権侵害となる動画はアップロードしないこと及び個人情報をアップロードしないことを、利用開始を以て同意したものとします。当該ルールを破った場合、投稿動画が削除されることに利用者は異議を述べないものとします」とか「本ブログを利用なさった場合、他人を不当に誹謗中傷したり、他人の知的財産権を侵害する記述を含め、違法不当なことはしないことをご了解いただいたものとします」という旨を電気通信役務を利用するためのウェブページに掲げておき、利用者が利用し</p>	<p>契約の成否は、個別具体的な判断となりますので、電気通信事業者が利用規約を表示した上で、電気通信役務を提供する場合、当然に当該電気通信事業者と利用者との間に契約が締結されているとは言えないものと考えます。</p>	無

<p>たことを以て、かかる利用規約に「同意」したものと取り扱う運用はしばしば見かける。これらも、私法上の概念では「契約」だが、脚注15における「契約」が上記のような利用規約まで含む趣旨かは明らかではない。</p> <p>・そこで、明確化を求める次第である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>2.4 規律対象者の指定に際して報告を求める内容</p>		
<p>意見2-7 報告制度の運用について賛同する</p>		
<p>報告を求める内容は、当初の議論から明確なものとなっており、電磁的な方法による報告も可能となっていることから、記載された方針に従って具体的な制度化をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 新経済連盟】</p> <p>各閾値に達した場合にのみ当該事実を報告することが求められ、実際のユーザー数の報告は不要と理解している。これは事業者に過度な負担を課すことを避けようとするものであり、当該アプローチに賛同する。報告を行う区分については、実際の事業慣行と整合させ、事業者にとって予測しない変更により予期せぬ事態が生じることを避けるために、事業者とさらなる対話を行うよう ACCJ は要望する。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-8 利用者数の算定方法（算定する電気通信役務の単位等）について明確化が必要</p>		
<p>許容される推計の方法について、具体的にどのような推計方法であれば合理的と言えるのか、考え方を本とりまとめにおいて明確に示していただくこと、また具体的事例についてはガイドライン等において明確に示していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>本取りまとめ案脚注10のとおり、例えば、アカウント登録を行って利用するサービスにおいて、規律対象となる（他人の通信を媒介する等の）電気通信役務を1月当たり1度でも利用した利用者数を算定することとし、例えば当該電気通信役務がアカウント登録に伴い提供されるサービスのうち、一部サービスに限られる場合には、当該一部サービスを利用（メッセージの送信、閲覧等）した利用者を算定するものとするが、このような算定が困難な場合には、推計として、1月当たり1度でもアカウントにログインした利用者数を算定すること等が適当と考えます。</p>	<p>無</p>

報告対象役務について、「インターネット接続サービス」など、それぞれの考え方と具体例を明確にさせていただくことを要望します。また、同一の区分で複数の電気通信役務を提供している場合、利用者数はそれぞれの電気通信役務ごとに閾値（又は閾値に近い数）に達したかどうかを確認し、それぞれ報告有無を判断すれば良いという理解で良いか、本とりまとめにおいて明確にさせていただくことを要望します。

【株式会社 NTT ドコモ】

各報告対象役務については、原則として、電気通信事業報告規則に規定されており、例えば、「インターネット接続サービス」は、電気通信事業報告規則第1条第2項第6号に規定されています。

また、同一の報告対象役務の区分で複数のサービスを提供している場合であっても、原則として、本取りまとめ案図 2-4 に示される報告対象役務の区分により利用者数を報告する必要がありますが、明確化の観点から、以下の記載に修正いたします。

【修正案（※脚注 20 の位置を「<図 2-4>報告対象の役務区分」へ移動し下線部を追記・修正）】

脚注 20 図 2-4 に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスまでの役務については、同一の報告対象役務の区分で複数のサービスを提供している場合であっても、原則として共通の電気通信回線設備等を基盤として特定利用者情報が取り扱われると考えられる。一方、同図に掲げる電子メールサービスからソーシャル・ネットワーキング・サービスまでの役務については、（現行制度上、インターネット関連サービスとして分類される等）多種多様で変化の激しいサービス形態であり、また、同図に掲げるその他の役務について、現時点で想定される主要なサービスは、利用者数の要件を満たす SNS 以外の媒介相当電気通信役務であるが、極めて少数しか存在しないと思

有

	<p>われることから、<u>同一の報告対象役務の区分で複数のサービスを提供している場合には、実態に応じて、合理的な分類により報告することも許容されると考えられる。</u></p>	
<p>脚注 18 において、「FTTH アクセスサービスなど卸電気通信役務を提供する電気通信役務の場合は、卸先の電気通信役務の契約数を利用者数に含めることが適当」とされているところ、これは卸元の電気通信事業者において卸先の電気通信事業者の利用者に係る情報を保有している場合に限定されるのであって、元々卸元の電気通信事業者が当該情報を保有していない場合にまで、本報告のために格別に卸先の電気通信事業者に対して卸先の電気通信役務の契約数を確認する必要はないという理解で良いか、本とりまとめにおいて明確にさせていただくことを要望します。</p> <p>また、「2.1 特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者」において、対象となる電気通信役務の基準として、「契約数」ではなく「月間アクティブ利用者数」と示されている点との整合性も明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>本取りまとめ案脚注 18 のとおり、卸電気通信役務を提供する場合、卸元の電気通信事業者は、卸先の電気通信事業者の利用者に係る情報も保有している場合があり、また、利用者たる卸先の電気通信事業者の情報が適正に取り扱われなかった場合の影響は卸先の電気通信事業者の利用者にも及び得ることから、卸電気通信役務を提供する電気通信役務の場合は、卸先の電気通信役務の契約数を利用者数に含めることが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2-9 「報告年度経過後 1 ヶ月以内」ではなく一定の猶予期間を設ける等) 報告制度の運用上の配慮が必要。また、総務省において規律の準備状況のモニタリングを実施すべき。</p>		
<p>規律対象者の指定に際して報告を求める時期について、脚注 17 において、「各社の決算期が異なる場合も考えられるが、制度の公平性及び安定性の観点から、規律対象者を判断する時期は共通の時期とすることが適当である。」とされているところ、同一の事業者が複数の電気通信役務を営むケースにおいては、前述のとおりそもそもアクティブ利用者数の把握が過大な負担となってしまうかねないことも鑑みると、一律に「報告年度経過後 1 月以内」に報告を要することとするのではなく、規律対象者の事業実態を考慮して一定の猶予期間を設けることをご検討いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>早期に規律対象者を確定させる必要性があることから、報告年度経過後 1 月以内の報告を求めることとしています。</p> <p>また、本取りまとめ案 2.4 (3) のとおり、事業者における報告負担を踏まえ、利用者数が閾値 (又は閾値に近い数) に達した場合 (及び下回った場合) のみに、利用者数の区分のみについて報告を求めることが適当であると考えます。対象となる電気通信役務についての厳密な月間アクティブ利用者数のカウントが困難な場合には、合理的な方法により推計す</p>	<p>無</p>
<p>2.1 特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の意見 1 でお示したように、登録電気通信事業者は全て対象にすべきであるため、報告対象は全てとすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		

<p>基準を下回る段階からの報告を事業者に要求した場合、結局、規制の範囲がその「基準を下回る段階」まで拡大されることになる。十分な合理性がない限り、「基準を下回る段階」での報告義務は課すべきではなく、仮にかかる報告義務を課すとしても、「基準に到達する蓋然性が生じた段階」での報告とすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>ることも問題ないと考えます。</p> <p>なお、電気通信事業報告規則第2条第2項においても、契約等の状況について、報告年度経過後1月以内の報告を求めています。</p>	
<p>報告年度の月間アクティブ利用者数の年平均値が900万以上の無料の電気通信役務や、450万以上の有料の電気通信役務を提供しており、近い将来に指定を受ける可能性のある事業者に対しては、報告年度の月間アクティブ利用者数の年平均値が基準値を超えて新たに指定を受けた時点から規律に即した適切な運用を行えるよう、総務省において規律の準備状況のモニタリングを実施すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>情報取扱規程の届出、情報取扱方針の公表、特定利用者情報統括管理者の選任は、改正電気通信事業法第27条の5による総務大臣による指定の日から3ヶ月以内に行うこととされており、電気通信事業者において当該期間において準備を行うことが可能であると考えます。</p>	無
<p>2.5 特定利用者情報</p>		
<p>意見2-10 特定利用者情報と個人情報との関係や、「データベース等を構成する情報」に該当しない情報等の明確化が必要</p>		
<p>規律対象となる特定利用者情報について、用語の定義、関連する法令との関連性、相違する点等について、より具体的な説明を要望します。事業者が利用者への説明を行う場面では、当該改正電気通信事業法のことのみを説明するのではなく、個人情報保護法の規範も含めてシンプルにわかりやすくお伝えすることが求められます。「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ（案）（以下、「取りまとめ案」という。）」での定義は概念的な説明にとどまっており、具体例や個人情報保護法との関係性などの説明がありません。よって、法令間での関連性、考え方の違い、間違えやすいと思われるポイントについて、例えば以下のような具体例をあげて説明、広く周知いただくことを要望します。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報保護法が定義する「個人に関する情報」「個人情報」「個人関連情報」との関連性、違い</p> <p><input type="checkbox"/> 電気通信事業を行う者全てに適用される「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」のいわゆる「利用者情報」との違い</p> <p>また、海外事業者は、英語の法令・ガイドラインを参考にすることも多いと思われませんが、個人情報保護法の個人情報がPersonal dataと訳されている中で、GDPRのPersonal dataとの差異がわかりにくくなっています。そのことも起因して、個々の事業者が個人情報保護法</p>	<p>お示しのポイントについては、今後、ガイドライン等を策定し、必要に応じて英訳を行う等の分かりやすい情報発信に努めることが適当と考えます。</p>	無

<p>と電気通信事業法の差異を説明しても、信用していただけない現状があります。外国事業者にも、日本の利用者に向けた透明性の確保をご協力をいただくためには、日本国の政府として、個人情報、利用者情報について、英語での一貫したわかりやすい説明を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>「個人情報保護法」における「個人情報」該当性の判断基準の考え方が、本「特定利用者情報」の判断にも適用（応用）できるのかを明確にしてほしい。これ（「利用者を識別できる情報の集合体であって、利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等」）は、6月に公表された「プラットフォームサービスに関する研究会 第二次とりまとめ」のP99の脚注に「利用者情報」の例示がされているが、これは同じ定義と考えて構わないか。その場合、以下を明確にしてください。</p> <p>1. 特定利用者情報を扱う事業者は、当然ながら契約を締結している利用者に関する情報（アカウント名やログインIDなどの「ログインに必要な識別情報」と「クッキー技術を用いて生成された識別情報」を持っているが、どの程度の分離（完全に物理的な分離措置、または組織的・技術的分離措置が取られているか）でセットで扱われているか否かを判断されるのか。</p> <p>2. 1のケースで、委託先には「クッキー技術を用いて生成された識別情報」のみ提供されている場合でも、この情報は「特定利用者情報」に該当するか。</p> <p style="text-align: center;">【法人】</p>	<p>個人情報法第2条第1項に規定される個人情報は、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は個人識別符号が含まれるものとされているところ、特定利用者情報には、通信の秘密のほか、契約又は登録をする利用者（個人・法人）を識別することができる情報が含まれるため、特定利用者情報に個人情報が含まれ得ます。</p> <p>なお、「プラットフォームサービスに関する研究会 第二次とりまとめ」における利用者情報は、通信の秘密及び契約又は登録をする利用者を識別することができる情報を対象とする特定利用者情報に限られず、より広い情報を対象とするものです。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>規制の対象となる特定利用者情報は、データベース化されているものに範囲を限定することとされているが、「データベース等を構成する情報」には該当しない情報についての考え方を明確にしてください。例えば、利用者に関する情報であっても、ウェブサーバの一般的なアクセスログなどは、データベース化して管理を行っていない場合には、「データベース等を構成する情報」には該当しないこととなるのか等について明確にしてください。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>	<p>「データベース等を構成する情報」に該当しない情報として、アンケートの戻り葉書が氏名、住所などにより分類整理されていない状態である場合等が挙げられます。</p> <p>例えば、ウェブサーバのアクセスログが、特定の利用者情報を容易に検索することができるように構成されている場合には、「データベース等を構成する情報」に該当し得ます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>「集合体」について、利用者を識別することができない情報は、たとえ集合体の一部を構成するとしても「特定利用者情報」に含まれないことを確認していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【グーグル合同会社】</p>	<p>例えば、電気通信役務に関して取得する検索履歴等の情報について、特定の利用者のID等とともに管理され、利用者を識別すること</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

	<p>ができる情報として、特定利用者情報に該当し得ますが、特定の利用者の ID 等を伴わず利用者を識別することができない場合には、特定利用者情報に該当しません。</p>	
<p><意見>「データベース等を構成する情報及びデータベース等を構成することが予定されている情報」とすべきである。</p> <p><理由>・ 日本の立法執務において参照されている一般データ保護規則（GDPR）第 2 条第 1 項は、「本規則は、その全部又は一部が自動的な手段による個人データの取扱いに対し、並びに、自動的な手段以外の方法による個人データの取扱いであって、ファイリングシステムの一部を構成するもの、又は、ファイリングシステムの一部として構成することが予定されているものに対し、適用される」としており、データベース等（＝GDPR における「ファイリングシステム」）を未だ構成していないものの、構成することが予定されているものは当然適用対象とするという考え方を採っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際、データベース等を構成する予定の情報であれば、特定利用者情報として特別な保護をすることは立法の趣旨からして合理性があり、かつ、令和 4 年度改正は個人情報の保護に関する法律と電気通信事業法上の利用者情報の規制とで法令の趣旨に照らし異なる観点の規制を行おうとしているものである。 ・ ゆえに、個人情報保護法の概念の枠柙から外れ、電気通信事業法における特定利用者情報保護の趣旨にかんがみ、上記の意見の通り特定利用者情報を定義すべきと考える。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>データベース等を構成する情報が不適正に取り扱われた場合の利用者への影響の大きさや電気通信事業者における負担に鑑み、このような情報を特定利用者情報として規定することが適切であると考えます。</p>	無
<p>今回の特定利用者情報の保護において、解約済み顧客情報について触れられていないが、その解約済み顧客情報を一定期間、保有・管理を続けることが想定され、漏洩等の事故に配慮すべきと考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>情報が取得される時点において利用者であれば、利用者であった期間において取得された情報は、契約解除後も、特定利用者情報として、適正に取り扱われるべきと考えます。</p>	無
<p>2.6 情報取扱規程</p>		
<p>2-11 情報取扱規程の様式を任意とすることに賛同するとともに、複数の内部規程を定めている場合に特定利用者情報に特化した規程を策定する必要があるか、変更届出の対象となる場合等の明確化等が必要</p>		
<p>情報取扱規程の様式について柔軟性を有することに賛同する。</p> <p>また、グローバル企業の状況に鑑み、他国の法令や国際規格に基づき事業者が既に保有している文書の活用を可能にするアプローチにも賛同する。ACGJ は、総務省が引き続き、グロー</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>	無

<p>バル規制との調和や国際規格の策定に関する活動に取り組んでいくよう要請する。</p> <p style="text-align: center;">【在日米商工会議所】</p>		
<p>情報取扱規程について、脚注 24 において、「様式は任意」とされているところ、既に電気通信事業者において個人情報保護法や電気通信事業法の規律を踏まえ、個人情報や通信の秘密等を含む情報の取扱いに関する規程（対象となる事項により複数の規程・細則・マニュアル類に跨って規定している場合は、それらの規程・細則・マニュアル類を含む）を策定済みである場合には、当該規程に必要な範囲で「特定利用者情報」の適正な取扱いに係る社内ルールを追記するといった方法による対応も可能であり、必ずしも「特定利用者情報」に特化した情報取扱規程を個別に策定しなければならないというものではないという理解で良いか、本とりまとめにおいて明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>本取りまとめ脚注 24 に記載のとおり、情報取扱規程については、既に通信の秘密に該当する情報等の取扱いについて複数の内部規程等を定めている場合には、必ずしも特定利用者情報に特化した情報取扱規程を個別に策定する必要はなく、必要な記載事項の該当ページを表紙等に記載すれば、記載の順番や項目名等も問わないとすることが適当であると考えます。</p> <p>ご要望を踏まえ、以下のとおり追記いたします。</p> <p>【修正案（下線部追記）】脚注 24 情報取扱規程については、<u>既に複数の内部規程等を定めている場合、必ずしも特定利用者情報に特化した情報取扱規程を個別に策定する必要はない。また、電気通信事業者によって・・・</u></p>	<p>有</p>
<p>脚注において、情報取扱規程の様式は任意とするとともに、必要な記載事項の該当ページを表紙等に記載すれば、記載の順番や項目名等も問わないとすることが適当とあるが、具体的に制度化する際においても、この点を明確にしていきたい。また、情報取扱規程に記載すべき事項には、特定利用者情報の委託先の監督や取扱状況の評価に係る体制・方法などについての具体的な内容が含まれており、様々な社内規程の様々なレベル（上位の規程のほか、下位の規程を含む）で具体的な事項を明記するという対応も考えられる。このように複数の規程類によって書き分けることも許容する趣旨なのか、念のため確認したい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>		
<p>事業者が情報取扱規程を策定する上での参考となるような記載マニュアルについては、事業者の意見を聞きつつぜひ策定いただきたい。</p> <p>情報取扱規程として求められる事項（以下「必須事項」）を記載した社内規程について、必須事項以外の事項についての変更を行った場合には、変更の届出は必要ないことを明確化していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>	<p>本取りまとめ案「3. 今後の対応及び検討課題」のとおり、電気通信事業者が情報取扱規程を策定する上での参考となるような記載マニュアルを総務省において策定することが望ましいと考えます。</p> <p>社内規程において、情報取扱規程の記載事項以外の変更が行われた場合には、改正電気通信事業法第 27 条の 6 第 2 項に基づく変更届出は不要です。</p>	<p>無</p>
<p>アクセス管理の体制、教育研修等の内容・頻度等といった詳細情報を総務省に提出し、これらが第三者に漏えいした場合、セキュリティ上の問題が生じる可能性がある。教育研修の頻</p>	<p>情報取扱規程については、電気通信事業者における実態に即した特定利用者情報の適正</p>	<p>無</p>

<p>度等細かい事柄は政府が判断できる立場にないため、総務省が詳細情報を収集することは、セキュリティ上のリスクが利用者情報保護のメリットを上回る。効果的な情報収集は、総務省への提出を要求するのではなく、専門家やステークホルダーが参加する会議でベストプラクティスのヒアリングを行うことによって達成されるべきである。</p> <p>総務省には、電気通信事業者から提出された利用者情報取扱規程について、単に国家公務員法第 100 条の守秘義務のみに頼るのではなく、具体的かつ十分な守秘義務・セキュリティの措置を講じることを要望する。総務省における取扱規程の機密性に対する侵害が、電気通信事業者の取り扱う情報の漏えいにつながる可能性があること、また、電気通信事業者のみならず、利用者に重大な不利益をもたらすことを踏まえ、総務省は電気通信事業者に対して、機密性・安全性の確保の方法を明確にするとともに、取扱規程の機密性・安全性が侵害された場合には電気通信事業者に報告すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>な取扱いを確保するため、規程として策定すべき基本的事項を国が定め、電気通信事業者がその業務実態に応じて必要な取組を定め、それを届け出るものです。</p> <p>なお、総務省においては、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが策定する政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群等に基づき、適切に情報管理が行われていると承知しています。</p>	
<p>情報取扱規程は、情報取扱方針との対比からしても、公開を前提としているものではない機密性の高い情報が含まれることが明白です。総務省に提出された情報取扱規程は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条各号にいう不開示情報に該当するという理解でよいでしょうか。もし該当しない可能性があるならば、規程を提出する必要がある事業者としては、開示される可能性があることを踏まえて、規程の内容・粒度を調整した上で提出せざるを得ないと理解しています。「情報取扱規定」に関連する要求事項は、個人情報保護法の要求事項と重複する部分が多く、ビジネス界に混乱を招く恐れがあります。もし総務省の意図が個人情報保護法とは別の規格を作ることでないならば、企業がどちらかに即してコンプライアンスを計画できるように、要件を揃えることを検討願います。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>情報取扱規程については、原則として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号イに該当する不開示情報と考えます。</p>	無
<p>情報取扱規程の全体の訳文は時間・コストが膨大となるため、大項目の表題と、その内容の抄訳で足りる旨ご確認願いたい。当該抄訳及び原文（例：英語）を総務省が検討した結果、意味が不明の箇所があれば、その箇所の訳文を用意することは可能ですが、量・内容に応じた時間を与えていただかなければ、実務上、対応できないと考えます。情報取扱規程は内部規程であり、訳文を提出するとしても、各事業者にとって規程は原文（例：英語）に従って解釈・運用されることを総務省において理解されている旨、御確認願います。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>本取りまとめ案脚注 25 のとおり、電気通信事業法施行規則第 72 条により、英語表記により認識の相違が生じることを防ぐため、英語による提出の場合は、記載事項について訳文が必要となり、総務省においては訳文を確認することとなることを承知しています。</p> <p>また、情報取扱規程は、電気通信事業者における準備期間を考慮し、改正電気通信事業法</p>	無

	第27条の6に基づき、規律対象となってから3ヶ月以内に届出を行うこととされています。	
<p>次葉の7 講ずべき安全管理措置及び 2.7(3)5 を以て、電気通信事業者が把握していない（契約外）再々委託のような問題発生後に初めて状況が知られる場合を規律できますか。これまで関連事業で起きた状況を踏まえ事前に責務を課すべきでは・・・。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	委託を行う場合の一定の事項については、本取りまとめ案2.6（3）及び2.7（3）のとおりに、情報取扱規程及び情報取扱方針の記載事項としています。電気通信事業者においては、当該記載に沿って、特定利用者情報が適正に取り扱われることが期待されます。	無
<h2 style="background-color: #ffffcc;">2.7 情報取扱方針</h2>		
<h3 style="background-color: #cccccc;">意見 2-12 情報取扱方針の記載事項等の方向性について賛同する</h3>		
<p>対応の方向性に賛成です。利用者が安心して電気通信サービスを利用するためには、電気通信事業者による特定利用者情報の取り扱い状況についての公表が重要です。特に、列記された下記5項目については、利用者が確認すべきことと考えます。利用者が分かりやすい場所に分かりやすく記載していただきたい。できれば、各事業者とも同じような形式で同じような場所に記載して頂きたい。また、利用者に特定利用者情報の取扱いについて確認するよう総務省・事業者に広報をお願いいたします。</p> <p>1. 取得する特定利用者情報の内容に関する事項、2. 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項（第三者提供を想定している場合は、その旨明確に記載する）、3. 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項、4. 利用者からの相談等に応ずる営業所等の連絡先、5. 特定利用者情報の漏えいにかかる事案</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>全ての電気通信事業を営む者を対象とすべきとのご意見について、本取りまとめ案 2.1（3）のとおりに、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすることが望ましいですが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要があることから、対象となる電気通信役務の基準を設けることは適切であると考えます。</p> <p>なお、特定利用者情報の適正な取扱いについては、規律の対象外となる電気通信事業を営む者にもガイドライン等により、推奨していくことが適当と考えます。</p>	無
<p>電気通信事業者における特定利用者情報の取扱いの透明性を高め、利用者があらかじめ、特定利用者情報の取扱いに関する情報を得た上で、電気通信役務を適切に選択できるよう、「情報取扱方針」を公開する考えに賛同します。情報取扱方針について、利用者の理解しやすさを重視し、必要最低限の事項についてわかりやすい記載により、透明性を高めるという考え方に賛同します。</p> <p>但し、お客様の透明性を確保する観点では、事業者の規模は関係ありません。全ての事業者を対象とすべきで、数に閾値を設けるべきではありません。その質で基準を設けるべきです。特に、漏えいに係る事案の公表については、利用者にとっては、ご自身が利用されたサービ</p>		

<p>スの事業者で情報の漏えいがあったかが関心事であり、事業者の規模は全く関係ありません。さらに個人情報保護法上でも、事業者の規模を問わず、官庁報告や本人通知が求められており、公表を一部の事業者とすることは適切ではありません。公表義務を設ける場合、電気通信事業者以外も含め、全ての事業者とすることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>脚注 38 および 39 に関し、個人情報保護法ガイドラインとの整合性を保つ観点から、個人情報保護法ガイドライン（外国における第三者提供編）において言及される「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に基づいて「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に限定していることに賛同する。このような問題は、日本が政策全体の中でデータ保護とデータの自由な移転にどのように取り組むべきか、利用者への透明性をどのように適切に確保するかという大きな観点から審議されるべきものである。ACCJ は、省令やガイドラインの策定において、総務省が個人情報保護委員会と引き続き連携していくことを求める。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>		
<p>なお、国際電話や国際ローミングにおいては、一般的には外国に所在する現地の電気通信事業者に特定利用者情報の取扱いを委託しているものとは解されないとの整理や、国際電話や国際ローミングにおいて外国に所在する電気通信事業者が取得した特定利用者情報の保存は、外国に所在するサーバーへの特定利用者情報の保存に該当しないと整理いただいたことは、現実的な対応として適切であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>2-13 委託先の外国拠点において特定利用者情報が取り扱われる場合に記載対象となるか等、委託先の所在国の名称等に関する記載事項の明確化等が必要</p>		
<p>脚注 30 の記載は、あくまでも規律対象事業者における「望ましい」対応として言及されているものであり、当該記載を含める義務を負うものではないという理解で良いか、本とりまとめにおいて明確に示していただくことを要望します。</p> <p>また、情報取扱方針において定め、公表すべき事項である「取得する特定利用者情報の内容」、「特定利用者情報の利用の目的及び方法」について、具体的にどの粒度で記載すべきか等について、マニュアル等において明確に示していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>情報取扱方針の記載事項である「特定利用者情報の利用目的」について、本取りまとめ案脚注 30 のとおり、あらかじめ特定利用者情報を第三者に提供することを想定している場合には、その旨を記載する義務を負うものと考えます。なお、望ましい事項については、本取りまとめ脚注 34 のように望ましい旨記載がなされています。今後、ガイドライン等におい</p>	<p>無</p>

	て、記載事項に関し、より具体的に示すことが 適当と考えます。	
<p>「委託先（再委託先を含む。）の所在国の名称」については、「委託先（再委託先を含む。）」の の本社所在地が属する外国の名称を指し、「委託先（再委託先を含む。）」の外国拠点全てを記 載する必要はないという理解で良いか、本とりまとめにおいて明確にさせていただくことを要 望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>「委託先（再委託先を含む。）の所在国の名 称」については、委託先（再委託先を含む。） の外国拠点において特定利用者情報が取り扱 われる場合には、当該外国の名称を情報取扱 方針において記載することが適当と考えま す。ご要望を踏まえ、以下のとおり追記いたし ます。</p> <p>【修正案（下線部追記）】脚注 31・・・解され ない。<u>なお、委託先（再委託先を含む。）の所 在国の名称として、本店の所在国に限らず、特 定利用者情報が取り扱われる国の名称を記載 することが適当と考えられる。</u></p>	有
<p>「特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項」ということで</p> <ul style="list-style-type: none"> - 委託先（再委託先）の所在国 - 保存する場合、サーバーの所在国 <p>と列記されているが、対象となる「特定利用者情報を扱う業者」にどこまでこれらの列記情 報を詳細に記載、公表することが求められるのか。</p> <p>それとも、すでに「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」第 15 条の 2に定める「プライバシーポリシー」の内容をカバーすることで足りると考えているか。</p> <p>詳細な公表の必要がある場合、対象となる「特定利用者情報を扱う業者」における現状のプ ライバシーポリシーにおける規程内容などの実態調査を踏まえ、実務上実行可能性のない情 報の粒度を求めることのないようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【法人】</p>	<p>外国に所在するサーバーの所在国の名称に ついては、リアルタイムで所在国を特定す ることが困難な場合に配慮し、特定利用者情 報を保存する可能性がある国の名称の記載も含 むとしております。</p> <p>なお、電気通信事業における個人情報保護 に関するガイドライン 第 15 条第 2 項で規定 されたプライバシーポリシーの記載事項を満 たしたとしても、必ずしも特定利用者情報の 安全管理の方法に関する事項の記載を満たし たとは言えないと考えます。</p>	無
<p>クラウドサービスを利用して情報を保存する場合において、当該クラウドサービスの利用リ ージョン等を公表する必要があるのかどうかについて、明確にさせていただきたい。</p> <p>公表の必要がある場合、一般的なクラウドサービス提供者において、どの程度具体的なデー タの所在国を特定しているか、どの程度の頻度で所在国を変更しそれを利用者に知らせてい</p>	<p>本取りまとめ案脚注 33 のとおり、情報取扱 方針の更新頻度にも配慮しつつ、脚注 32 のと おり、クラウドサービスを利用して情報を外 国に保存する場合には、所在国の名称（保存す</p>	無

<p>るかといった実態を踏まえ、実務上実行可能性のない情報の粒度・更新頻度を求めることのないようにしていただきたい。</p> <p>また、個人情報では、クラウドサービスを利用した情報の保存が、委託にも第三者提供にも該当しないケースが存在し得るが、そのような場合についての本規制の考え方について、明確にしていきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>	<p>る可能性がある国を含む。)を公表することが 適当と考えます。</p> <p>脚注 32 のとおり、外国に所在するサーバーに特定利用者情報を保存する場合に、クラウドサービスを利用して保存する場合を含むこととしています。</p>	
<p>クラウド事業者からサーバー所在国の情報提供がなされず、かつ当該クラウド事業者から事業者名自体の公表も拒否された場合は、「クラウド事業者都合により公表不可」等、公表不可理由を記載することで足りることとしていただくことを要望します。</p> <p>脚注 34 については、「クラウド事業者」の管理するサーバーだけでなく、委託先事業者の管理するサーバーの所在国に関する情報提供がなされないときや、サーバーの所在国に関する情報提供がなされず、かつ委託先事業者から事業者名自体の公表も拒否された場合も、同様に「委託先事業者都合により公表不可」等、公表不可理由を記載することで足りることとしていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>改正電気通信事業法第 27 条の 8 に規定する とおり、情報取扱方針は、特定利用者情報の取 扱いの透明性を確保するために策定するもの であり、ご提案のような「公表不可」との記載 を認めることは、目的に合致しないことから、 本取りまとめ案脚注 34 の記載を維持するこ とが適当と考えます。</p>	無
<p>海外の拠点等を持つ事業者において、当該海外の拠点等から国内のデータにアクセスを行う 場合等について、特段何らかの事項の公表が求められているのか、明確にしていきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>	<p>海外の拠点等を持つ電気通信事業者におい て、当該海外の拠点等から日本国内に所在す るサーバーに保存された特定利用者情報にア クセスしてこれを取り扱う場合、外国に所在 する第三者に特定利用者情報の委託をする場 合又は外国に所在するサーバーに特定利用者 情報を保存する場合に当たらないため、外国 の名称の公表の対象ではないと考えます。</p>	無
<p>先の事業者ヒアリングにて、実効性ある規範を趣旨とした弊社要望について、取りまとめ (案)に取り入れていただいたことを感謝します。</p> <p>クラウドの利用が一般的となっている中で、外国に所在するサーバの保存国については、ク ラウド事業者が開示を拒否する場合もあり、個々の事業者の努力だけでは難しい側面があり ます。利用者への透明性を高めるためには、利用者情報のサプライチェーン全体で対応する ことが必要です。事業者側に求める規範に加え、日本でサービス提供するクラウド事業者(外 国ベンダーを含む)についても透明化を求める規範を要望します。</p>	<p>本取りまとめ案 2.7 (2) のとおり、サーバ ーの所在国については、国際標準において、ク ラウドサービスの利用者に対して、情報を保 存する可能性のある国を通知することが推奨 されていると承知しておりますが、いただ いた御意見については、今後の検討を進めてい く上での参考とさせていただきます。</p>	無

<p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>〈意見〉「当該事業者名又は（サービス名が広く通用している場合は）当該サービス名を公表することで足りるとするのが適当である。」に代えるべきと考える。</p> <p>〈理由〉・ クラウドサービスの場合、事業者名自体よりも、サービス名（Microsoft Azure、Amazon Web Service、Google Cloud）の方がよく知られており、一見してどのクラウドサービスを指しているかが判断しやすい場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そのため、たとえば、「Mirosoft XYZ Ireland Inc.」（仮）といったような事業者名を公表せしめるのではなく、当該サービス名の公表を可能とせしめる方が、より公表の趣旨にかなう場合もあると考える。 ・ そこで、上記の意見を具申する次第。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>クラウド事業者名が公表されることにより、利用者はどのような者が設置するサーバーにおいて特定利用者情報が保存されるかを十分に確認することができ、電気通信事業者が利用するサービス名までを利用者に対して提供することを目的としているものではないことから、当該事業者名を公表することが適当であると考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>「電気通信事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、電気通信事業者が保有する特定利用者情報について政府による情報収集が可能となる制度の存在」について、個人情報保護委員会が行った外国における個人情報の保護に関する制度に係る調査を参考としつつ、総務省において「外国における特定利用者情報の保護に関する制度に係る調査を行っていくことが望まれる。」とあるが、「個人情報の保護」と「特定利用者情報の保護」には差分があることを踏まえ、後者に関する外国の制度がどのようなものとなっているかについて、早期に調査を行い、公表していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p> <p>脚注 35 において、本制度については「個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）」において言及されている「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」を踏まえて、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に限ることが適当、とされているところ、そもそも同ガイドラインでは「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の事例として「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」と記載されているのみであり、具体的にどのような制度が該当するのか（どの程度の協力義務であれば「広範な」に該当するのか等）が判然とせず、個人情報保護法の規律の遵守に際し、実質的には、個人情報保護委員会が公表している調査結果を参考にするしかない状況です。</p> <p>そのため、本規律の運用にあたっては、事業者において規律対象となる範囲に関する判断に</p>	<p>本取りまとめ案脚注 36 のとおり、「電気通信事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、電気通信事業者が保有する特定利用者情報について政府による情報収集が可能となる制度の存在」については、総務省において、個人情報保護委員会による公表資料を参考としつつ、外国における特定利用者情報の保護に関する制度に係る調査を行っていくことが望まれます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

係る負担を軽減し、安定的な規律運用に資するべく、より具体的な判断基準を明確に示していただくとともに、総務省において個人情報保護委員会における公表内容と同等以上の情報提供等を行っていただくことを要望します。

【株式会社 NTT ドコモ】

「外国政府による情報収集が可能となる制度」については、総務省等政府等公的機関が一体となって調査、情報公開いただき、その情報を事業者が参照して、利用者に説明すべきと考えます。個々の事業者が、各国の外国法を独自に調査し、当該制度の判定を行うことは、専門知識、および体力的に、困難であると同時に、判断が統一されず、過ちがおきやすいと考えるためです。なお、政府等公的機関が情報公開を行う場合、特定利用者情報と個人情報でその制度に差分がある場合でも、国ごとに情報集約するなど、そのリンクが直接利用者に参照されることもふまえ、わかりやすい形式で公表されることを要望します。

例：外務省の国別の海外危険情報・感染症危険情報

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

【ソフトバンク株式会社】

利用者が安心して電気通信サービスを利用するために、利用者に関する情報の取り扱いについて予見性を与えることが今回の法改正の目的であると認識しており、委託先の所在国及びサーバーの所在国に関して政府による情報収集が可能となる制度の存在についても、適切に情報開示を行う必要があると考えます。本取りまとめ（案）では、事業者が「合理的に調査可能な範囲で行った調査により判明した内容を公表する」とされていますが、仮に事業者が当該制度について自ら調査・確認を行うこととした場合、事業者によって判断基準・解釈に濃淡が発生すること等により、事業者の情報開示にばらつきが生じ、結果的に一部の事業者の利用者に対して適切な情報開示が担保できない虞があるものと考えます。したがって、総務省において、「利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の具体的な定義及び当該制度の存在国・内容について情報提供いただき、それを基に各事業者が公表する仕組みとしていただくことが必要と考えます。

【日本電信電話株式会社】

外国における特定利用者情報の保護に関する制度について、今後、総務省が個人情報保護委員会とも連携の上で、より多くの国について調査を実施、公表していただくことが、特定利用者情報の取扱いに関する事業者による取組のさらなる適正化、ひいては電気通信役務の利用にあたっての国民の安心に繋がるものと考えております。

【KDDI 株式会社】		
2-14 サーバーの所在国等については記載事項とするべきではない		
<p>政府又は研究会は、日本人が一部の問題国による外国の諜報活動に曝されることを懸念しているようであるが、そのような国が、どうして民間企業に対して、素直的に情報を求めるのでしょうか。このような検討されている要求は、無駄な作業を発生させるだけであり、かえって社会的な敵対勢力と戦うための私企業と国家との正当な協力を妨げることになる。</p> <p>【Asia Internet Coalition (AIC)】</p> <p>本取りまとめ案は、事業者に対して、委託先およびサーバーの所在国名の開示を義務付けることを提案している。単に国名開示をすれば利用者保護の目的達成にすぐさま役立つとは言えず、総務省が再考するよう ACCJ は強く要請する。そして、利用者保護のために透明性を高める方法につき、より広範で多様な視点を獲得するため、総務省が私どもとさらに議論をしていただくことを期待する。</p> <p>本件を議論する際、事業者および消費者双方において十分に認知され依拠されている、「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」、中でも、「外国にある第三者への提供編」によって提示される既存のガイダンスを考慮し、混乱を招かないようにすることが重要である。個人情報保護法ガイドラインは、(i) 提供元または提供先が、アジア太平洋経済協力の越境プライバシールール (APEC CBPR) システムの認証を取得している場合、第三者が所在する国名の事前開示を不要とし、また、(ii) 外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報として、GDPR に基づく十分性認定の取得国であることや APEC CBPR システムの加盟国であることを示している。省令およびガイドラインの策定にあたっては、当該要素を考慮すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>本取りまとめ案 2.7 (2) のとおり、衆議院及び参議院における電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、「特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者情報の保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること」とされていることを踏まえ、特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項として、外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合等に、委託先（再委託先を含む。）等の所在国の名称を記載することが適当と考えます。</p> <p>また、本意見募集においても、消費者団体より、本記載事項に賛同のご意見をいただいています。</p> <p>なお、情報取扱方針は、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保し、利用者によるサービス選択に資することを目的とした一定の事項の「事前開示」を求めるものであるところ、御指摘の個情法第 28 条が規律する外国にある第三者への個人データの提供規制とは、規律の局面や目的等を異とするため、個情法第 28 条の規律と必ずしも同様に考えることはできないと考えます。</p>	無
2-15 記載事項である「特定利用者情報の漏えいに係る事案」が総務省への漏えい報告の対象となる事案を指すのか等、明確化が必要		
「2.10 特定利用者情報の漏えい報告」の (2) でも触れられているとおり、個人情報保護法	情報取扱方針の特定利用者情報の漏えいに	有

<p>では、一定の個人データの漏えい等事案について事業者に報告義務が課されており、当該報告義務の対象となる個人データの漏えい等事案については当該個人データの本人に対する通知義務も併せて課されているところ、特定利用者情報の漏えいに係る事案に関しては（本人に対する通知ではなく）一律に情報取扱方針において公表することが適当とされるのであれば、その公表対象は期間中に発生した「2.10 特定利用者情報の漏えい報告」における総務省への報告対象となる漏えい事案とするなど、一定の基準を設定いただくことを要望します。</p> <p>また、法的義務として公表すべき事項の記載粒度・レベルについては、漏えい事案のカテゴリの説明と、カテゴリごとの件数等を記載し、定期的に情報更新する（個々の事案について事細かに記載しない）という理解で良いか、本とりまとめにおいて明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>係る事案の内容及び時期については、改正電気通信事業法第 28 条第 1 項第 2 号イ・ロに掲げる漏えいを対象とすることが適当と考えますので、以下のとおり追記いたします。</p> <p>また、公表すべき事項としては、本取りまとめ案 2.7（3）のとおりに、事案の内容及び時期であり、更新時期としては、脚注 38 のとおり、対象となる事案が発生した場合は遅滞なく情報取扱方針に記載することが望ましいと考えます。</p> <p>【修正案（下線部追加）】2.7（3）5. . . .（. . . に発生したものであって、<u>改正電気通信事業法第 28 条第 1 項第 2 号イ・ロに掲げるもの</u>に限る。）。 . . .</p>	
<p>2-16 「特定利用者情報の漏えいに係る事案」は記載事項とするべきではない</p>		
<p>5 のような要件は、グローバルな観点からは例外的であり、今後、外交上又は相互主義の観点から、はたまたテロ対策業務において、他国との無用なトラブルを引き起こすことにつながる。そもそも、情報取扱規程は、企業のプライバシー保護への取り組みを伝えるためのものであり、このような事実を列記することは、情報取扱規程の本質から外れるものである。もし、総務省がこの要件を維持するのであれば、外務省や警察庁など関係省庁と調整する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>	<p>情報取扱方針は改正電気通信事業法第 27 条の 8 において、「特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため」に策定するものとされており、「特定利用者情報の漏えいに係る事案の内容及び時期」は、利用者にとっては、自らの電気通信役務を選択するに当たって有益な情報であり、上述のとおり、消費者団体からは、本記載事項について、賛同の意見をいただいておりますが、御指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正案（下線部修正）】2.7（3）5. . . . の内容及び時期の公表</p>	<p>有</p>
<p>情報取扱方針に「特定利用者情報の漏えいに係る事案の内容及び時期」の記載を求めることについて、このような情報は、利用者によるサービスの選択に当たって参考となる情報と考えられるが、情報取扱方針が法律上「次に掲げる事項に関する方針」と定義されている（第 27 条の 8 第 1 項柱書）ことからすると、「方針」とはいえない過去の履歴の記載を求めることは、明らかに省令への委任範囲を超えたものであり、不適當である。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>		
<p>特定利用者情報漏えいに係る事案の履歴を 10 年間開示することを事業者^に義務付けること</p>		

<p>に反対する。法技術的観点から見て、改正電気通信事業法第 27 条の 8 は、特定利用者情報取扱いの「方針」の詳細について省令に委任しているのであって、特定利用者情報漏えいに係る事案の履歴は「方針」の意味の範囲を超えており、よって、情報取扱方針に係る委任の範囲を超えている。従って、特定利用者情報漏えいに係る事案の履歴を省令に含めることはできないと考える。総務省が、議論または法律自体からの明確な委任なくして、突然義務に含めることは不適切であると考え。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>		
<p>2.8 特定利用者情報の取扱状況の評価</p>		
<p>2-17 取扱状況の評価の自主性に配慮をするべき</p>		
<p>取扱状況の評価は、組織の内部的な行為であり、その結果は機密であるべきである。政府に情報を出す可能性があることだけでも、思わぬ結果を招くことになる。研究会は、電気通信事業法第 166 条の「業務」を私企業の自由な活動に対して過度に介入的に解釈しているようであるが、社内的や組織的な行為が含まれると解釈してはならない。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>	<p>電気通信事業法第 166 条においては、取扱状況の評価の規定に限らず、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対して電気通信事業に関し報告をさせることができるかとされておりますが、取扱状況の評価に関しては、電気通信事業者の自主的な取組を尊重する観点から、その評価結果の総務省への恒常的な提出は求められておりません。</p>	<p>無</p>
<p>脚注 39 において、事業者における評価結果について「必要に応じて、当該評価結果についても報告を求める場合も考えられる」とされているところ、とりまとめ本文に記載の趣旨（「規制コストを最小にしつつ最大の効果を引き出すため～（中略）最低限、評価を実施すべき項目等について総務省令で定めることとされている」）を鑑みれば、報告を求められた場合の報告内容については総務省令で定められることとなる最低限評価を実施すべき項目に限定され、かつ報告形式も事業者の任意としていただく等、法令を遵守する限りにおいては事業者が自主的に取扱状況の評価に取り組むことができるよう、ご配慮いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>2-18 取扱状況の評価の内容については、国際的な動向や事業者意見等を踏まえた明確化が必要</p>		
<p>本取りまとめ案は、他の法律や国際規格等に基づき実施される評価の仕組みを活用することを認めているものの、国毎に異なる評価の仕組みを求めることは、グローバルに事業を行う事業者に大きな負担を課すこととなり、イノベーションおよび国際競争力を妨げることとなるため、各制度の調和をさらに重視するよう、ACGJ は総務省に要請する。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>引き続き、規律の詳細の検討に当たっては、国際動向を注視するとともに、いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>P29 脚注 35 及び脚注 36 において要望しましたとおり、「外国政府による事業者に対する政府の情報収集活動への協力義務を課す制度（特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る。）」として規律対象となる範囲に関する、より具体的な判断基準を明確に示していただくとともに、総務省において個人情報保護委員会における公表内容と同等以上の情報提供等を行っていただく等、評価事項・観点の判断基準を明確に示していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>本取りまとめ案脚注 36 のとおり、「外国政府による事業者に対する政府の情報収集活動への協力義務を課す制度（特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る。）」については、総務省において、個人情報保護委員会による公表資料を参考としつつ、外国における特定利用者情報の保護に関する制度に係る調査を行っていくことが望まれます。</p>	<p>無</p>
<p>法律上、規制の適用対象となる事業者は、特定利用者情報の取扱状況の評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならないとされている。</p> <p>評価の事項・観点については、「社会情勢、技術革新、外国の法的環境の変化、サイバー攻撃のリスクその他の外部環境の変化による影響」、「事故その他の内部環境の変化による影響」が挙げられているが、具体的にこれら変化によるどのような影響が生じた場合に、情報取扱規程や情報取扱方針をどのように変更することが考えられるのか等、事業者が評価を実施する際の参考となるようなマニュアルを、事業者の意見を聞きつつ策定いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>	<p>「社会情勢、技術革新、外国の法的環境の変化、サイバー攻撃のリスクその他の外部環境の変化」等による、特定利用者情報の取扱いへの影響を評価することで、情報取扱規程や情報取扱方針の安全管理等の記載事項を変更する必要がある状況が考えます。</p> <p>取扱状況の評価については、電気通信事業者の自主的な取組を尊重するものですが、必要な事項について、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>2.9 特定利用者情報統括管理者</p>		
<p>2-19 要件である「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位」の具体的な内容や他業種における経験等に関し、明確化が必要</p>		
<p>「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位」とは、実際にはどのレベルを指すのかが、今後ガイドライン等で示される必要があると考えます。</p> <p>また、左記でいう「利用者に関する情報」が電気通信事業法上の利用者に関するものであるとすれば、他業種で経験できる場合はどのような場合になるか、あるいは一般的な企業法務でも良いのか明確にされることが必要と考えます。単に一般的な個人情報の安全管理でよければ、そのように省令上も明記されるのが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位」として、本取りまとめ案 2.9 (1) のとおり、経営レベルで全体的かつ横断的に監督する責任と権限を有する者を指します。</p> <p>また、本取りまとめ案 2.9 (3) のとおり、電気通信事業のみならず、他業種も含めた利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理等に関する業務に 3 年以上従事した経験を有</p>	<p>無</p>

	することを要件とすることが適当と考えます。	
<p>情報取扱いの責任者については、既に各事業者は CISO・CIO・CPO など様々な役職を設け、選任を行っている。これらに代えて「特定利用者情報統括管理者」という役職名を明示的に求めるのではなく、同等の役割を担う役職が存在しているのであれば、当該役職の人物を電通法上の「特定利用者情報統括管理者」の役割を担うものとして認める運用としていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>	<p>本取りまとめ案 2.9 (3) のとおり、CIO 等を設置している場合には、必要となる職務を追加して対応しても問題なく、当該 CIO 等を特定利用者情報統括管理者として選任いただくことが適当と考えます。</p>	無
<p><意見> C I O、C I S O、個人情報保護管理者となる者が取得しておくにふさわしい資格として、International Association of Privacy Professional (I A P P、国際プライバシー専門家協会) の資格 (CIPP/E) も例示列挙していただきたい。</p> <p><理由>・ セキュリティについては、「3年以上従事した経験・・・を有すること・・・」を要件とすることが考えられるとご記載がある。しかし、同時に特定利用者情報について責任を負うものは、プライバシーについても知見を有していることが望ましく、現在、世界においてももっとも信用されているプライバシーの資格は、IAPP による資格である (以下がリンク先)。そこで、当該資格保持が望ましい旨を記載し、有為の人材が CIO、CISO、個人情報保護管理者となるように促すべきと考える。https://iapp.org/certify/</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ案 2.9 (2) では、特定利用者情報統括管理者となるために必要な経験年数の要件を検討するに当たり、情報セキュリティに関する国際的な資格における必要な経験年数を参考として示しており、CIO、CISO、個人情報保護管理者となる者が取得しておくにふさわしい資格を示しているものではありません。</p>	無
<h2>2.10 特定利用者情報の漏えい報告</h2>		
<p>2-20 報告様式について事業者負担への配慮や、報告対象である利用者の数が 1,000 人を超える場合の利用者数の算定の考え方等について明確化等が必要</p>		
<p>漏洩時の報告については、個人情報法における個人データの漏洩報告との事実上の二度手間になるような運用は避けるべきである。特に、個人情報保護委員会は「漏えい等報告フォーム」を公表しているが、こちらから統合的に一度のフォームの入力で報告が完了できるなどの運用としていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>	<p>本取りまとめ案 2.10 (3) に記載のとおり、特定利用者情報の漏えい報告については、報告に当たっての事業者の負担を考慮しながら運用されることが適当です。今後、総務省において策定する省令やガイドライン等において、具体的な運用について明確化されることが適当であると考えます。</p>	無
<p>1 事案において、個人情報保護法に基づく報告及び電気通信事業法に基づく報告の両方に該当する場合、報告様式や報告窓口等を一本化していただく等、事業者が迅速に事案報告できるよう、ご配慮いただくことを要望します。報告にあたっての事業者の負担を考慮した運用について、上記判断基準の明確化とともに、個人情報保護法に基づく運用に準ずる等、具体</p>		

<p>的な運用（報告項目・様式や報告スケジュール等）を早期にお示しいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏洩が報告義務の対象となっているが、1人が複数のアカウントを取得している等により、人数が確定できない場合の扱いについて、明確にしていきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 新経済連盟】</p>	<p>電気通信事業には、利用者が個人名ではなくユーザー名等を登録し、複数のアカウントを利用するサービスも多く、アカウントごとに情報が管理されること等を踏まえ、1人が同一のサービスで仮に3つのアカウントを有する場合には、3名の利用者としてカウントすることが必要であり、漏えい報告時においても、同様に算定する必要があると考えます。</p>	<p>無</p>
<p><意見>個人情報の保護に関する法律では「漏えい等」を報告対象としているところ、特定利用者情報については「漏えい」のみを報告対象とする理由について、本とりまとめ案にご記載いただきたい。</p> <p><理由>漏えい「等」について報告しなくてもよい立法上の理由がとりまとめ案上では必ずしも明確ではないため、とりまとめ案を読む事業者・国民の便宜のため、上記の意見を具申する次第である。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>電気通信事業法においては、従来から通信の秘密の「漏えい」に限って報告対象としてきたことに倣って、改正電気通信事業法においても、通信の秘密及び特定利用者情報の「漏えい」が報告対象とされており、特定利用者情報については「漏えい」のみが報告対象となります。</p>	<p>無</p>
<p><意見>「電気通信業」ではなく、「電気通信事業」が適切ではないかと考える。</p> <p><理由>電気通信事業法の制定当時、「事業」という用語を用いるかどうかについては、当時の郵政省・通産省間で喧々諤々の議論が行われ決まった形跡がある（林秀弥・武智健二著『オールラヒストリー 電気通信事業法』での当時の郵政省幹部及び内閣法制局幹部の発言ご参照）。そのため、「電気通信業」という呼称を用いることについて、旧郵政省に相当する総務省においてコンセンサスがあるのかどうかについて、十分ご確認いただきたい次第である。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>個情法の一部の規定に関する総務大臣への権限の委任は、「電気通信業」について行われることから、「電気通信事業」ではなく、「電気通信業」としています。</p>	<p>無</p>
<p>2-21 「外国政府による事業者に対する政府の情報収集活動への協力義務を課す制度（特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る。）に該当する場合の明確化等が必要</p>		
<p>P29 脚注 35 及び脚注 36 において要望しましたとおり、「外国政府による事業者に対する政府の情報収集活動への協力義務を課す制度（特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る。）として規律対象となる範囲に関する、より具体的</p>	<p>本取りまとめ案脚注 36 のとおり、「外国政府による事業者に対する政府の情報収集活動への協力義務を課す制度（特定利用者情報に</p>	<p>無</p>

<p>な判断基準を明確に示していただくとともに、総務省において個人情報保護委員会における公表内容と同等以上の情報提供等を行っていただく等、報告対象の判断基準を明確に示していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る。）」については、総務省において、個人情報保護委員会による公表資料を参考としつつ、外国における特定利用者情報の保護に関する制度に係る調査を行っていくことが望まれます。</p>	
<p>「外国政府による事業者に対する政府の情報収集活動への協力義務を課す制度（特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る。）」とありますが「重大な影響を及ぼす」かどうかを判断するのが事業者とする趣旨であれば、適切ではないと考えます。日本の事業法における「特定利用者情報」について外国制度が同一の概念を有するわけではないことから、個々の事業者が、日本の事業法を考慮して外国法の解釈を行う必要がでてきます。しかし、外国法（例：中国）には法文自体が明らかではないことも多いことから、事業者は、かかる解釈に非常な困難を伴うこととなります。</p> <p>報告義務を負う立場の事業者は、「重大な影響を及ぼす可能性」の有無・程度がわからなければ、報告せざるを得ないことになってしまいます。結果として、協力義務を課す外国制度の一部に「限る」ことは実務上不可能となります。また、外国政府の命令により、事業者が命令の存在やその他の情報を開示することが禁止される可能性があり、その場合、事業者はこの要求に法律上応じることができなくなります。さらに、このような外国政府からの命令・要請の数は、一部のサービス事業者にとって膨大であり、この要件に対応することは極めて困難であることをご理解願います。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>なお、このような制度に該当するかについては、特定利用者情報の漏えいをした電気通信事業者自身が一義的には行うべきものですが、本取りまとめ案脚注 37 のとおり、合理的に調査可能な範囲で行った調査により判明した内容に基づく判断で問題がないと考えます。</p>	
<p>通信の秘密については、電気通信事業法第 4 条に基づき、他人が知りうる状態に置くことが原則として違法となることから、違法性阻却事由がない限り「漏えい」に該当するという従来の解釈は理解できます。一方で、通信の秘密に該当しない特定利用者情報（ログイン情報等）については、電気通信事業法 4 条のような規定がなく、他人が知りうる状態に置くことが原則として違法となるわけではないと考えます。したがって、事業者が外国政府に対して自らの意思で、通信の秘密に該当しない特定利用者情報を提供した場合に、それを「漏えい」と評価できるのかどうかに関しては疑問を持っています。なぜ通信の秘密に該当しない特定利用者情報を自らの意思で第三者に提供することが原則として違法であり「漏えい」となるのか、根拠となる規定をお示し願います。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>改正電気通信事業法第 27 条の 5 により、総務大臣が指定する電気通信事業者は、特定利用者情報を適正に取り扱うべきと規定されています。改正電気通信事業法第 28 条第 1 項第 2 号口により、通信の秘密の漏えいのみならず、特定利用者情報の漏えいについても報告対象とされており、特定利用者情報の「漏えい」の考え方については、通信の秘密と同様である旨が本取りまとめ案脚注 47 において示されています。</p>	<p>無</p>
<p>脚注 47 において、外国政府の情報収集活動への協力義務制度により外国政府によって取得</p>	<p>また、本取りまとめ案において示された「漏</p>	

<p>された場合において通信の秘密の「漏えい」に該当するという点についてはガイドラインにも明記していただくことを要望します。</p> <p>また、通信の秘密の「漏えい」に該当し報告対象となるケースと同様に、特定利用者情報についても「漏えい」に該当し「漏えい」した特定利用者情報に係る利用者数が1,000人以下であっても報告対象とするのが適当、とされているところ、必ずしも全ての特定利用者情報が通信の秘密と同等の秘匿性やプライバシー性があるとは限らないことから、一律にそのように利用者数によらず報告対象とするのではなく、通信の秘密に準じて利用者数によらず報告対象とすべき特定利用者情報の種類について、当該特定利用者情報の秘匿性やプライバシー性が通信の秘密と同等であるか等の事情も考慮し、より丁寧な議論を重ねたうえで明確化していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>えい」の考え方を含め、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項について、ガイドライン等において明確化することが適当と考えます。</p>	
<p>国内で特定利用者情報の漏えいが発生した場合において、通信の秘密に該当する特定利用者情報とそれ以外の特定利用者情報との間で報告基準に差が設けられる一方で、外国政府による事業者に対する政府の情報収集活動への協力義務を課す制度（特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る。）に基づき当該外国政府に対して情報提供がなされる場合には、通信の秘密以外の特定利用者情報についても、通信の秘密に該当する特定利用者情報と同様に1,000人以下であっても報告対象とすることが方向性として示されております。</p> <p>この具体的な根拠について、議論をより深めることや、その理解を関係者の中で幅広く共有していくことが重要であると考えており、本ワーキンググループにおいて省令・ガイドラインの検討・公表に向けて継続的に議論を行っていただくことを期待します。なお、上記の検討に際しては、国際的な動向を把握して適切な対応とする観点から、漏えい報告に関する海外の制度を参考にすることなども必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>本取りまとめ案脚注47のとおり、電気通信事業法で規定する通信の秘密の「漏えい」については、「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針（総務省）」（※）においてこれまで示されているとおり、他人の知り得る状態に置くこととされて</p>	<p>有</p>
<p>ガバメントアクセスについては、利用者が同意している場合も考えられることから、利用者の同意なく他人に情報を提供する「漏えい」とは異なるものとして整理いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 新経済連盟】</p> <p>本取りまとめ案（35-36頁）脚注47に記載されているガバメントアクセスに関する報告義務について、ACGJは総務省に対し、電気通信事業法における通信の秘密に関連するガイドラインおよび議論ならびに個人情報保護法における規律の整合性について精緻化するよう要請</p>		

する。本取りまとめ案において、事業者は、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」を有する国でデータを保管または取扱う場合にはその旨を漏えい報告の一部として情報取扱方針で開示する義務を負うとされている。事業者が既にかかる情報を開示している および／または、利用者から有効な同意を得ている場合、漏えいとしての報告は求められないと考える。このような状況では、事業者は個人情報保護法および電気通信事業法の両方を遵守していると考えらるべきであり、この点について総務省が精緻化することを求める。

さらに、外国政府が自国の法律に基づき事業者に対して出す命令について、違法性阻却事由に該当しないと解釈し、また、外国政府の命令に従った開示を漏えいと分類することは、外国主権の観点から問題を生じ得る。この点について、当該分野の学者や他の専門家の意見も聞きながら総務省が精緻に検討するよう要請する。

事業者は透明性を高めるために既に多くの努力を行っている。総務省は、事業者に過大な負担を強いることになる個別事例の報告を求めるのではなく、事業者の努力を十分に認識したうえで当該努力をさらに促進すべきである。

【在日米国商工会議所】

我々は、総務省が、UAE、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、チュニジア、ベトナム、香港、ミャンマー、ラオス、ロシア（以下、「指定国」という。）の当局に対して、企業が日本の顧客及び利用者に関する情報を開示する場合には、総務省への報告を義務付ける提案を検討していると理解している。この提案の目的は、日本の個人情報保護委員会の評価に基づき、国際標準に合致した適切な適正手続の保障又は人権保護措置を確保しない可能性のある法制度から日本国民のプライバシーと安全を守ることであると理解している。現在の提案は、報告の範囲が限定される余地が定められていないという点、法律によって要求されているという点、加えて、安全に対する差し迫った脅威を防ぐために必要な状況に対する例外を含んでいないという点から、あまりにも広範に及ぶことを深刻に懸念している。

1. 法律の抵触の可能性 総務省に報告を行うことは、指定国の秘密保持法や守秘義務に違反する可能性が高いため、場合によっては、指定国の企業やその社員が捜査、起訴、罰則さらには前科のつくリスクに曝されることになる。例えば、

1. シンガポールでは、汚職、麻薬取引及びその他の重大犯罪(利益の没収)法(the Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes (Confiscation of Benefits) Act)、テロリ

おり、通信当事者の有効な同意を得た場合や正当業務行為等の違法性阻却事由がある場合を除き、「漏えい」とされています。

(※)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000735982.pdf

外国政府により、情報収集活動への協力義務を課す制度に基づき、利用者の有効な同意なく特定利用者情報が取得された場合には、通常、特定利用者情報の漏えいに該当しますが、利用者の有効な同意がある場合には、漏えいに該当しないと考えられ、明確化の観点から以下のとおり追記いたします。

【修正案（下線部追加）】脚注47・・・「漏えい」に該当するとされている（「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針（総務省）」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000735982.pdf）。

・・・これと同様に、外国政府により、情報収集活動への協力義務を課す制度に基づき、利用者の有効な同意なく、特定利用者情報が取得された場合・・・。

ズム（資金調達抑制）法（Terrorism (Suppression of Financing) Act）及び組織犯罪法（Organized Crime Act）は、開示者が捜査中であるか、捜査が行われようとしていることを知りながら、またはそれを疑う合理的な根拠を持っている場合には、特定の開示を禁じています。総務省へ報告を行うことは HKNSL 実施規則に基づき犯罪行為を構成することになる可能性が高い。

2. 香港では、警察及び「中華人民共和国香港特別行政区における国家安全保障の確保に関する法律」（HKNSL）に基づき権限を行使する公的機関への開示は、機密保持が要求されます（さらに総務省へ報告を行うことは HKNSL 実施規則に基づき犯罪行為を構成することになる可能性が高い。）。

2. 公共の安全 企業は、以下のことを選択せざるを得ないという不利な立場に置かれることになる。

a. 指定された国の一つでデータを開示し、これらの法の抵触・衝突のリスクに苦慮する。

b. 指定国でのデータ開示を拒否し、法の抵触・衝突を回避する。その結果、当局による人命救助、特に海外にいる日本人の人命救助ができなくなるリスクがある。

3. 日本の顧客やユーザーを特定すること 企業は、顧客や利用者の法的管轄を正確に把握することはしていない。そのため、外国政府に対する開示のうち、どの開示が日本の顧客または利用者に関するもので、総務省に報告すべきものかを特定することが困難となる。その結果、総務省への開示が過剰になり、日本以外の顧客や利用者のプライバシーに影響を与える可能性がある。同様の理由で、総務省への開示が過少になり、企業が行政処分を受けるリスクにも曝される。

4. 国際法 本件提案は、国際法にもそぐわないし（他の法的管轄において同様の法律があることを我々は承知していない）、国家主権に対する重大な侵害をもたらすものである。実際、日本の当局はしばしば、法的要請の存在を開示しないよう企業に要求する（刑事訴訟法第 197 条第 5 項）。欧州連合の標準契約条項でさえ、法律で許可された場合にデータ対象者に通知する「最善の努力」をすることだけを企業に求めており、EU やその加盟国に通知することを企業に求めてはいないのである。

5. プライバシー また、総務省に開示することで、顧客・ユーザーのデータが 2 カ国の当局に 2 度開示されることになり、顧客・ユーザーのプライバシーが侵害されるケースもあります。

これらの理由から、我々は総務省が本件提案を追求しないことを推奨する。上記にもかかわ

<p>らず、総務省が本件提案を追求するつもりであるならば、我々は以下の場合には総務省への通知が必要ないものとするを強く推奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 顧客及び利用者の国籍・居住地が不明である場合 b. 顧客及び利用者が、開示が行われる可能性があることを事前に通知されている場合 c. 開示が有効な法的手続きに対応するものである場合 d. 死亡又は重大な身体的危害の危険があるため、遅滞なく開示する必要があるという誠実な信念に基づいて開示される場合、及び e. 総務省に通知することにより、開示しようとする企業にとって重大な法的リスクが生じる場合 <p>検討会は、通信の秘密に係る法的論理が、特定利用者情報の観点にも同様に適用される理由を示していない。すなわち、検討会は、プライバシーポリシーへの利用者の同意に基づき特定利用者情報を提供するかたちで外国政府に協力する場合であっても、それが「漏洩」に該当する理由を示していない。</p> <p>日本法の令状や捜査関係事項照会書に相当するものに対する開示は該当しないと考える。そもそも、日本と諸外国では法文が全く一致するものではないので、細かな差異がある場合まで組み入れられる余地があるような提案について、明確に反対する。そのような必要な捜査に関する事項まで「漏えい」と位置付けることは、外国の主権との関係でも問題。外国主権との関係も考えれば、外国政府の令状等に基づく適正な捜査の場合に違法性が阻却されないとは考えられない。</p> <p>注47の個人情報法の関係のところで、個人情報法上明確に外国における第三者（政府の可能性含む）への提供に有効な個別同意を得ている場合には、電気通信事業法上も有効な同意があるものとして違法性阻却されるとの理解でよいか。仮に違法性阻却されないと考えるのであれば、違法性阻却されない理由も明確化して教示されたい。</p> <p style="text-align: center;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>		
<p>外国政府により、情報収集活動への協力義務を課す制度に基づき特定利用者情報が取得された場合に関しては、外国政府から情報開示禁止の義務を課される場合も考えられることから、当該義務に違反しない範囲での報告が許容されるような規律運用としていただき、また各国政府との間で、事業者による国内法令遵守のための協力要請等を行っていただく等、事</p>	<p>御指摘の外国政府により、情報収集活動への協力義務を課す制度に基づき特定利用者情報が取得された場合の漏えい報告は、当該漏えいが発生した場合に、総務省として必要な</p>	<p>無</p>

<p>業者が適切に規律を遵守していけるよう、総務省において具体的な運用の整備や各国政府への働きかけ等をしていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>事項について報告を得て、その実態を把握し、今後の制度の在り方等を検討するために行われるものです。</p> <p>これまでも、外国政府により、情報収集活動への協力義務を課す制度に基づき、通信の秘密が取得された場合、通常、違法性阻却事由に該当するものではなく、このため、通信当事者の有効な同意を得ていない場合には、通信の秘密の漏えいに該当することとなっており、特定利用者情報の漏えい報告はこれに倣ったものですが、通信の秘密の漏えい報告において、漏えいした情報自体を総務省へ提供することは求めてられておらず、特定利用者情報の漏えい報告についても同様の扱いとすることが考えられます。よって、外国の法令により情報開示禁止の義務があったとしても必ずしも抵触するものではないと考えます。</p>	
--	---	--

その他		
意見	考え方	案の修正の有無
<p>本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「行政手続法」（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する「命令等」については、30日以上意見募集期間が必要とされておりますが、本件は、それに該当するものではなく、任意の意見募集として実施したものです。</p>	<p>無</p>
<p>意図せぬ情報漏洩を防止するのは当然ですが、もともと悪意を持っている外資系の企業（LINE、zoom、FB等）が情報を活用・盗み見・蓄積することのないように、しっかり規制すべきでは？</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>携帯電話の代理店での消費者(顧客)の個人情報無断利用、消費者に無断で契約をするなどの行為が散見される。また、情報弱者へのつけ込み型の消費者被害が多く、2019年以降の法改正後であっても代理店スタッフが直接処罰されることがないため、増加の一方である。例えば事案が発生した場合は、発生電気通信事業者からの指導だけではなく、厳しい行政処分と詐欺的な被害には刑事罰の検討の時期に来ているのではないだろうか？また、電気通信事業者から代理店への売上目標を達成するために、現場スタッフは違法な勧誘をせざるえなく、精神的に葛藤や疲弊し、人材の勤務期間が半年程度になっており、若い人材をモノとして消費していることは、著しい人権侵害である。このような消費者と現場スタッフに不利益が集中するビジネスモデルは、直ちに根本的に是正しなければならない。なぜなら、上記のような社会から痛めつけられた方の中には、社会への報復をする事件が多発しているためである。通信業界の一部の利益受諾者だけが、他の国民から不当な手段を含めて経済搾取することは、反社会的な問題を含んでいるが、行政や政府、通信業界は放置して、弱者をなえがしろにし過ぎてしまっている。もうそろそろ、厳しい処分の線引きして、国民に周知することを検討しなければ、国民の通信業界への将来への投資の協力は得られない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
--	--	----------